

第20回蒲生北部地区市有地利活用事業者選定委員会 議事概要

開催方法 書面開催
開催時期 令和5年1月20日（金）～令和5年1月30日（月）
審査 選定委員：7名
事務局：経済局産業政策部企業立地課
内容 1. 議事

(1) 審議事項

①蒲生北部地区市有地利活用に係る事業者からの提案について

要旨

1. 委員会の開催について

蒲生北部地区市有地利活用事業者選定委員会設置要綱第6条第4項により、委員長は、審議を行う事業者からの提案の規模等を考慮して、会議を招集する必要がないこととし、書面の回議により議事を進めることとした。

2. 応募事業者との接触状況の確認について

事務局より、応募事業者と推定される事業者と事前に接触していないことを確認した。

3. 委員会の公開・非公開等について

第1回選定委員会にて決定した事項として、審議事項に関する情報が、仙台市情報公開条例第7条第3項のイの規定に該当すると判断されることから、本委員会を「非公開」とし、議事録は「議事概要」の形で委員名は記載せずに公表することとした。

4. 議事録署名委員の選任について

委員1名を議事録署名委員として選任した。

5. 守秘義務について

選定委員会での審査内容等について、守秘義務が生じることを理解いただいた。

6. 審査手順について

事務局より、事業提案の審査手順について説明した。

具体的には、各事業提案について、事務局が各委員へ提案書等を送付し、各委員が各自の知見に基づき募集要項に定める評価基準に基づいて審査及び採点を行った。

7. 事業提案に関する意見交換

審査手順に従って、S-22画地に応募のあった1件の事業提案について審査を行い、その概要は次のとおり。

(1) 受付番号1（S-22）

○次のコメントがあった。

- ・自動車関連産業の業種特性から見れば港湾利用が見込める。
- ・既存事業の拡張計画として問題ない。
- ・土地利用の計画上、区画内での大きな環境負荷発生、騒音等の問題発生は少ないと予想される。

8. 事業提案の評価について

各委員が事業提案について募集要項に定める評価基準に基づき審査及び採点を行った。

9. 評価の集計結果の確認及び事業候補者の選定等について

(1) 受付番号1（S-22）

事務局より、各委員の事業提案評価点及び価格評価点を加えた総合評価点の集計結果を報告し、委員会として集計結果を再度確認した。

この結果、次のとおり事業候補者として選定とした。

受付番号1 事業候補者として選定

10. 今後の事業者募集について

今後の事業者募集については、事業者が決定していない画地もあることから、引き続き事業者募集を行っていくこととした。

上記のとおり第20回蒲生北部地区市有地利活用事業者選定委員会の議事に相違ないことを証するため、ここに議事録署名委員が署名する。